

令和7年第7回加賀市農業委員会定例総会

令和7年7月25日(金)

開会（午後1時30分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和7年 第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14名のうち 11名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては 13名のうち 10名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に福嶋委員、伊藤委員、事務局職員 2名の計 4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和7年第7回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>8番 前野委員、10番 竹野委員を指名します。</p>
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>説明させていただきます。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>議案第 26 号 [] 1 名から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。</p> <p>整理番号 1 番、[] の譲受人が町内農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、譲受人が畑の管理をしている状態です。今回譲渡人より農地を贈与したい申し出があり、譲受人が農地を維持管理するため贈与で取得するものです。農地取得後はハウスで育苗を行う予定です。</p> <p>以上、この案件は資料 2 の調査書の通り、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>福嶋委員</p>	<p>次に、議案 第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、福嶋委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に沿って擁壁を設置する計画であることから、土砂の流出はないと考えられます。また生活排水は下水道で処理し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p>

整理番号2番の転用目的は駐車場建設です。本案件の周辺には農地がないことから、農地への影響は一切ありません。

整理番号3番の転用目的は駐車場建設です。農地を埋めて貸駐車場にする案件です。隣地境界に沿って擁壁を設置する計画であることから、土砂の流出はないと考えられます。また砂利舗装であるため、雨水は地面に浸透させる計画となっております。

整理番号4番の転用目的は自己住宅建設です。本案件の周辺には農地がないことから、農地への影響は一切ありません。

以上4件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（中田局長）

1番は [] 地内にあり、田、面積145㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は実家で親と同居していますが、独立するということで実家横の申請地を親から贈与を受け、自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [] 地内にあり、畑、面積9.9㎡、転用目的は自己駐車場建設です。譲受人は申請地の隣に3世帯で住んでおり、非常に手狭であったことから、隣の空き家と申請地の農地、前の駐車場スペースを一体として購入し、自己住宅を建設するものです。転用目的は駐車場です。申請地は、農地の拡がりが10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

3番は [] 地内にあり、田48㎡、畑97㎡、合計145

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>m²、転用目的は貸駐車場建設です。譲受人は[]を営んでおり、申請地を買取り貸駐車場にするものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、代替性の検討により当申請地が最適と考え、許可相当に該当するものと考えております。</p> <p>4番は[]地内にあり、畑、面積 256 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はこの度結婚をしたことから、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第28号 非農地証明願について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>福嶋委員</p>	<p>次に、議案 第28号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っておりますので、福嶋委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の現況を確認したところ、昭和54年の許可書どおり駐車場となっておりましたので、非農地証明で問題ないと判断いたしました。報告は以上です。</p>

議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	<p>整理番号1番は、地内にあり、畑、面積99㎡です。今回の案件は、5条許可の再発行に伴う非農地証明であります。当時の申請者は、昭和54年に転用目的駐車場として農地法第5条許可を受けました。その後、転用目的どおり駐車場として利用しておりましたが、地目変更登記をせず、今回、相続時に地目が農地のままであることが判明しました。通常であれば許可書の再発行で対応しますが、当時の申請者が亡くなっていることから、石川県農地関係事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願で処理するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
議長（中村会長）	（意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案 第28号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。
議長（中村会長）	（挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

報告 第12号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）	次に、報告 第12号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
議長（中村会長）	（委員3名からの報告）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下）

その他資料（資料3）当面の日程のみを説明
（活動実績等を報告）

議長（中村会長）

ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして
令和7年 第7回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後2時7分）